

事 務 連 絡
令和7年3月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

風しんの追加的対策の終了について

標記事業については、平素よりその実施に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「風しんの追加的対策」に関しては、令和6年度までの時限的な事業として実施いただいていたところですが、当初の予定どおり、令和6年度末をもって終了となります。

なお、引き続き、風しんのまん延及び先天性風しん症候群の発生を防止することは重要であるため、令和7年度以降も特定感染症等検査等事業等の取組により風しんの抗体検査の受検者数向上に努めることや、小児への定期的予防接種の実施等、引き続き風しん対策を実施いただきますよう、お願いいたします。

都道府県におかれましては、本内容を管内市区町村に周知いただくとともに、市区町村から域内にある実施機関に対して、本内容を周知いただくよう、お願いいたします。

また、集合契約に基づく令和7年3月実施分の抗体検査等については、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を介さず、市区町村と医療機関での支払処理を実施いただいていると存じます。国保連が処理していない実施件数に関しては、これまでご対応いただいているように、別紙「緊急風しん抗体検査等事業の実施状況の提供について（依頼）」（令和2年1月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づき、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課宛てご提供をお願いいたします。

<別紙>

- ・ 「緊急風しん抗体検査等事業の実施状況の提供について（依頼）」（令和2年1月28日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）